

# 隠岐の島町 お知らせ便

第354号（令和4年6月23日発行）  
発行：隠岐の島町総務課広報広聴係

※新型コロナウイルス感染状況により、内容が変更となる場合があります。

## 掲載記事一覧

- ① 第15回隠岐古典相撲大会の開催延期について
- ② 映画の上映について
- ③ 第30回「しまね景観賞」の募集について
- ④ 新型コロナウイルスワクチンの追加接種（4回目接種）について
- ⑤ 「113の健康相談」について
- ⑥ 第4回「野菜づくり講座」の開催について

- ⑦ 「令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）」の申請受付について
- ⑧ 社会を明るくする運動強調月間について
- ⑨ 令和4年度から国民健康保険税の税率等が変わります！
- ⑩ クロスボウの所持禁止について

## ① 第15回隠岐古典相撲大会の開催延期について

今秋に開催を予定しておりました「隠岐の島町新庁舎竣工祝賀奉納第15回隠岐古典相撲大会」は、町内での新型コロナウイルス感染症拡大等に配慮し、再度延期することとなりました。

なお、今後の開催日程等につきましては、新型コロナウイルスの収束状況を見て、大会実行委員会と協議の上決定し、お知らせいたします。

問 隠岐の島町新庁舎竣工祝賀奉納第15回隠岐古典相撲大会実行委員会（隠岐の島町役場総務課内）

TEL 2・2111  
FAX 2・6005

## ② 映画の上映について

（公財）隠岐の島町教育文化振興財団では、次の通り映画を上映致します。

### 内 映画

「名探偵コナン ハロウィンの花嫁」

時 7月9日（土）

① 午前10時

② 午後1時30分

③ 午後7時

7月10日（日）

① 午前10時

② 午後1時30分

所 隠岐島文化会館 大ホール

¥ 一般 1800円

高校生以下 1000円

前売券はございません。当日券での入場となりますので、新聞折込、隠岐島文化会館にある割引券をご利用ください。

● 新型コロナウイルス感染症の状況により、内容の変更や開催中止となる場合があります。

● マスクの着用をお願いします。

● 手指消毒、検温のご協力をお願い致します。

問 隠岐島文化会館

TEL 2・0237

## ③ 第30回「しまね景観賞」の募集について

島根県では、魅力ある島根の景観づくりに貢献している建造物や活動を募集します。

### 【募集部門】

1 まち・みどり・活動部門

2 土木施設部門

3 公共建築物部門

4 民間建築物部門

5 屋外広告物・その他部門

6 景観づくり貢献賞

### 【応募資格】

自薦・他薦を問わずどなたでも応募できます。

### 【応募期間】

8月31日（水）まで

### 【応募方法】

応募用紙（隠岐の島町役場本庁・各支所・出張所にあります）に必要事項をご記入の上、資料を添えて提出してください。

島根県（土木部都市計画課）ホームページからも応募できます。詳しくは、島根県ホームページをご覧ください。

問 島根県土木部都市計画課

TEL 0852・22・6773



島根県  
ホームページ

記号の説明 時＝日時 所＝場所 対＝対象・定員 申＝申し込み 内＝内容 問＝問い合わせ  
¥＝費用・参加費 締＝締め切り 出＝出演・講師・指導 他＝その他 持＝持ち物

#### ④ 新型コロナウイルスの追加接種（4回目接種）について

国の指針に基づき、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的に、4回目接種を行います。

##### 【接種対象者】

- ① 60歳以上の方
- ② 18歳以上60歳未満の方で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方

※①②に該当し、3回目接種から5か月以上経過している方が対象となります。

※②に該当する方は、事前申請が必要です。

・事前申請について、

- ① 7月上旬に接種券発行申請書が役場から送付されます。
- ② 条件に該当し、4回目接種を希望する方のみ、接種券発行申請書に必要事項を記入のうえ、返信用封筒にて役場に返送してください。

【接種費用】 無料

【接種回数】 1回

##### 【使用ワクチン】

1～3回目を使用したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社製ワクチン、またはモデルナ社製ワクチンを使用。

※ワクチンの種類を選ぶことはできませんのでご了承ください。

【接種時期・接種会場（予定）】

高齢者施設入所者

・7～8月

・高齢者施設内で接種

60歳以上の方

・8月下旬～9月

・布施・中村・都万・五箇・西郷の各地区会場で接種

18～60歳未満の方

・9月以降

・西郷会場で接種

接種券付き予診票等必要書類は接種日時を決定した後、順次郵送します（3回目接種の時期により郵送時期が異なります）。

60歳以上の方で接種を希望しない方、通知した接種日時の変更を希望する方は左記にご連絡ください。

また、転入等で1～3回目の接種が未接種の方で、町での接種を希望する方は左記にご相談ください。

ワクチン接種についてご不明な点等ありましたら、左記にお問い合わせください。

問 役場保健福祉課

新型コロナウイルス相談窓口

TEL 2・5670

#### ⑤ 「こころの健康相談」について

《二人で悩まず、専門医に話してみませんか》

隠岐保健所で「こころの健康相談」を開催します。

精神科医師が、ご本人やご家族、支援者の方々の相談に応じます。眠れない日が続く、憂うつや不安になる、物忘れが気になる方、周りから見てお酒やギャンブルがやめられない、ひきこもるようになり対応に困っているなどの相談にも応じます。医療受診に悩んでいる方もぜひご利用ください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、タブレットを用いたオンライン相談とさせていただきます。

相談は無料で、相談内容の秘密は守ります。また、相談は事前予約制です。

●相談医・松江青葉病院の精神科医

時 令和4年7月27日（水）

13時から17時まで

所 隠岐保健所

締 令和4年7月8日（金）

※事前予約制です。

問 隠岐保健所 地域健康推進課

TEL 2・9712

#### ⑥ 第4回「野菜づくり講座」の開催について

野菜栽培の知識や技術を学ぶ、「野菜づくり講座」を開催します。初心者からベテランまで、野菜づくりに興味がある方は、お気軽にご参加下さい。

●第4回 講座内容

・ニンジン・キャベツ栽培ポイント  
・キャベツ種まき

時 令和4年7月16日（土）

午後1時30分～3時30分まで

所 役場町民ホール

（後、下西実習ほ場へ移動）

¥ 無料

締 7月14日（木）までに、JAしまね隠岐地区本部へ、お電話又はFAXにてご連絡下さい。

他 新型コロナウイルス感染予防の為、ご来場の際はマスクの着用や、アルコール消毒などにご協力をお願いいたします。

問 JAしまね隠岐地区本部経済課

TEL 2・1133

FAX 2・3717

◆主催 隠岐地域農業振興協議会

## ⑦「令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）」の申請受付について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、失業や収入減少、食費等の物価高騰による家計悪化に直面する低所得の子育て世帯を支援する観点から支給される、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯）の申請を受け付けます。

### ●給付金の対象者

次の支給要件①・支給要件②の両方に該当し、かつ、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を受給していない方

### 支給要件①

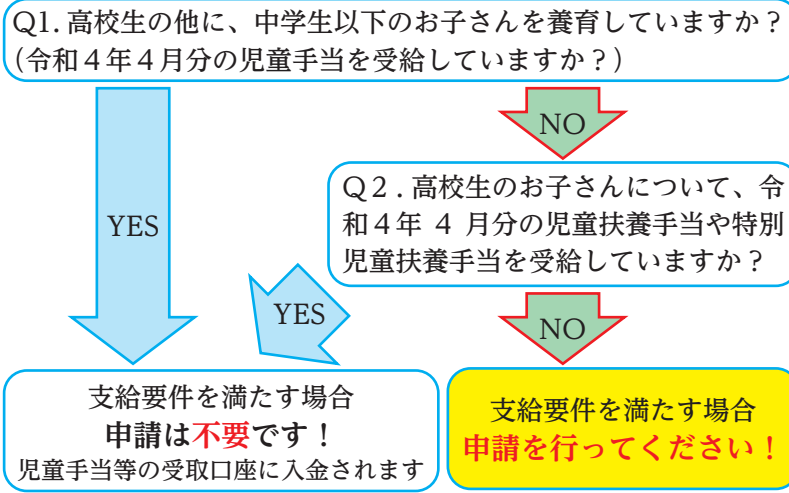
令和4年3月31日時点で、18歳未満の児童（特別児童扶養手当を受給する児童の場合、20歳未満）を養育する父母等（令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

### 支給要件②

令和4年度住民税（均等割）が非課税の方

※令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入

となった方の場合、申請が必要です。  
●申請フローチャート



●申請書（保健福祉課窓口・町ホームページにあり）を記入の上、必要書類をご用意いただき、隠岐の島町役場本庁舎保健福祉課まで直接ご提出ください。

### ●給付金申請期間

令和4年7月1日（金）から  
令和5年2月28日（火）まで

問 役場保健福祉課児童福祉係  
TEL 2・8577

## ⑧「社会を明るくする運動 強調月間について」

毎年7月は、「社会を明るくする運動」強調月間です。

「第72回社会を明るくする運動（『犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ』）」では、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的として、全国的な運動を行っています。

### ●この運動が目指すこと

①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと。  
②犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること。

### ●力を入れて取り組むこと

・犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールを活用するなど、広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取組。

・犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加し

てもらうための取組。

・保護司、更生保護女性会会員等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組。

・民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関する必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組。

・犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組。

問 役場総務課行政係  
TEL 2・2111

## 記号の説明

時＝日時 所＝場所 対＝対象・定員 申＝申し込み 内＝内容 問＝問い合わせ  
 ￥＝費用・参加費 締＝締め切り 出＝出演・講師・指導 他＝その他 持＝持ち物



## ⑨ 令和4年度から国民健康保険税の税率等が変わります！

### ■保険税率（額）の改定

国民健康保険税は、加入者の医療費や健康づくりに役立てるために納めていただいております。

国保の運営状況を踏まえ、国保会計の預貯金にあたる国保財政調整基金を一定程度確保していることから、令和4年度に「保険税率（額）の引下げ」を行います。改定にあたっては、島根県が示す標準保険税率に基づき決定しました。

なお、来年度以降も、この標準保険税率に基づき、毎年度、税率の見直しを行う予定です。

|                    | 改定前（令和3年度） |        |        |        | 改定後（令和4年度） |       |        |        | 比較     |
|--------------------|------------|--------|--------|--------|------------|-------|--------|--------|--------|
|                    | 医療分        | 後期分    | 介護分    | 合計     | 医療分        | 後期分   | 介護分    | 合計     |        |
| 所得割（％）<br>（所得に対し）  | 7.3        | 3.3    | 2.9    | 13.5   | 5.6        | 2.5   | 2.0    | 10.1   | △3.4   |
| 均等割（円）<br>（1人あたり）  | 21,900     | 11,000 | 10,500 | 43,400 | 22,700     | 9,900 | 10,400 | 43,000 | △400   |
| 平等割（円）<br>（1世帯あたり） | 17,900     | 7,200  | 5,600  | 30,700 | 13,700     | 6,000 | 4,900  | 24,600 | △6,100 |

### ■改定前後の保険税額（年税額）の比較

|    | モデル世帯の条件                                                   | 改定前<br>（令和3年度） | 改定後<br>（令和4年度） | 比較        |
|----|------------------------------------------------------------|----------------|----------------|-----------|
| 例1 | 65歳夫婦の2人世帯<br>年金収入260万円<br>（所得150万円）                       | 186,000円       | 154,500円       | △31,500円  |
| 例2 | 40歳夫婦と子2人の4人世帯<br>（小学生1人、未就学児1人）<br>給与収入430万円<br>（所得300万円） | 530,200円       | 419,000円       | △111,200円 |

なお、国保被保険者それぞれの税額など詳細については、7月発行の本算定通知書で通知いたしますので、ご確認ください。

■ お問い合わせ先 町民課国保年金係 ☎2-8560

TEL 2・0110  
問 隠岐の島警察署生活安全係

令和4年3月15日から施行

# クロスボウ所持禁止

銃器や拳銃等の危険な銃器は、令和4年3月15日以後所持し、所持した場合は、本条例に基づき、令和4年3月15日以前であっても、2024年3月15日の発効日の発効後、保管等も規制がかかります。

どんなクロスボウが所持禁止になる？

無償で処分します！

詳細は警察庁ホームページ

警察庁・都道府県警察

クロスボウの所持が禁止され、許可制に変更となりました。許可申請や廃棄等の措置を執らずに、令和4年9月15日以降も所持し続けた場合は、不法所持となります。

また、令和4年9月14日以前であっても、クロスボウの発射・持ち運び・保管等に規制がかかります。

詳しくは、左記までお問い合わせいただくか、島根県警ホームページをご覧ください。

## ⑩ クロスボウの所持禁止について

記号の説明 時＝日時 所＝場所 対＝対象・定員 申＝申し込み 内＝内容 問＝問い合わせ  
 ￥＝費用・参加費 締＝締め切り 出＝出演・講師・指導 他＝その他 持＝持ち物